

夜間金庫規定

第1条（使用目的）

この夜間金庫は、当金庫におけるご本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金（以下「預金」という。）へ入金するために、窓口営業時間外に使用していただくものです。

第2条（使用方法）

1. 夜間金庫に投入できるものは、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）に限ります。
2. 夜間金庫に現金及び証券類を投入するにあたっては、当金庫所定の夜間金庫専用入金票（以下「専用入金伝票」という。）に氏名、口座番号、入金額、その他の必要事項を記入したうえで、これを預金及び証券類と共に当金庫所定の預金袋（以下「預金袋」という。）に入れ、その預金袋を施錠してください。
3. 預金袋を夜間金庫に投入したあと、預金袋が下へ落ちたことおよび夜間金庫の扉が閉じたことを必ず確認のうえ、使用記録票を受け取ってください。

第3条（預金への受入処理）

1. 夜間金庫に投入された預金袋内の現金及び証券類は、次の窓口営業時間（ただし、土曜営業は除く）開始後、当金庫所定の手続により金額を確認のうえ指定の預金口座を受入れます。遅滞なく受入金額を確認してください。
2. 前項の取扱いにあたり、専用入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金及び証券類の金額と相違している場合、当金庫で確認した金額により預金を受入れます。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

第4条（預金袋等の返却）

預金袋等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

第5条（鍵の保管等）

1. 投入口鍵はご本人が保管し、その鍵を使用して金庫外扉（外扉設置店の場合）および投入口扉の開閉を行ってください。
2. 預金袋の鍵正副2個のうち、正鍵はご本人が保管し、副鍵は当金庫が保管します。

第6条（鍵並びに預金袋の喪失及びき損）

投入口鍵、預金袋正鍵および預金袋を失ったとき、またはこれらをき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この場合、修繕費、再製費および錠前等の取替えに要する費用はご本人負担となります。

投入口鍵、預金袋正鍵並びに預金袋の喪失などにより発生する一切の損害又は事故は、全てご本人の責任となります。

第7条（損害の負担等）

この夜間金庫の使用に関して、災害、事変その他の不可抗力により生じた損害、並びに金庫外扉（外扉設置店の場合）または投入口扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠その他の当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ

た結果生じた損害についても、当金庫は責任を負いません。

第8条（解約等）

1. ご本人は次項の手続により、又当金庫はいつでも第3項の手続によりこの契約を解約することができます。解約の場合、ご本人は投入口鍵、預金袋正鍵および預金袋を当店に返してください。
2. ご本人は、当金庫所定の書面を提出することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
3. 当金庫は、第10条に定める使用料の納付がない場合、この規定に反する等夜間金庫の不適切な使用があったと当金庫が判断した場合、夜間金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用されている又は利用されるおそれがあると当金庫が判断した場合、当店において夜間金庫業務を取扱わないこととなった場合等には、ご本人に対し届出の住所あてに夜間金庫の契約を解約する旨を通知することにより、この契約を解約することができます。なお、その通知が延着したとき又は到達しなかったときは通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条（譲渡・転貸等の禁止）

夜間金庫の使用権を譲渡、転貸または質入れすることはできません。投入口鍵、預金袋正鍵および預金袋についても同様です。

第10条（使用料）

1. この夜間金庫の基本契約料金は年間24,000円（消費税別）とします。
2. 契約締結日において初年度（契約月から最初に到来する3月31日まで）の基本契約料金として、年間の基本契約料金を月割で算定した額をお支払いいただきます。次年度以降の分は、毎年4月5日（休日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。
3. 年度の途中で夜間金庫の使用を止められた場合は、すでにお支払いいただいている当該年度基本契約料金のうち、契約解除月の翌月から年度末（3月31日）までの期間に充当する基本契約料金を払い戻しいたします。
4. 専用入金伝票は1冊 3,000円（消費税別）です。ご購入の都度お支払いください。
5. 第1項に定める基本契約および前項に定める専用入金伝票の購入代金は、当金庫において変更することがあります。

第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定その他の預金規定により取扱います。

第12条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上